

## 自転車による人身事故で問われる運転者の責任

警察庁発表の統計データによれば、2019年中の自転車乗車中の交通事故件数は80,473件で、前年より△5,168件と減少傾向にはありますが、全交通事故件数に占める割合は21.1%で、3年連続の増加となっています。

また、「自転車対歩行者」事故のうち、歩行者死亡・重傷事故における未成年運転者の割合が、およそ40%を占めています。

### 自転車の運転に運転免許は不要ですが…

自転車の運転にあたり、運転免許を受ける必要はなく、幼児や小中学生も運転は可能ですが、交通ルールをよく理解していなかったり、ルール違反したことが原因で未成年者が加害者となるケースも多く発生しています。

例えば、自転車は車道の左側を通行しなければなりません、右側通行をする自転車も多く見られます。右側通行は、対向する自転車や自動車等にとって大変危険な行為であり、当然のことながら法律違反となります。

また、近年では自転車運転中のスマートフォン等の使用による事故も問題となっています。

### 自転車は道路交通法上「軽車両」であり、道路交通法の規制を受けます

自転車の運転は、自動車やバイクのように法律上の規制は受けないという認識の方もいますが、道路交通法において自転車は「軽車両」に分類され、他の車両と同様にこの法律の規制対象です。

例えば、自転車の飲酒運転は刑事・行政処分の対象となりますし、万一加害事故を発生させた場合は、加害者として民事上の損害賠償責任を課せられることとなります。

### 自転車には自動車損害賠償保障法の適用がありません

自転車による人身事故が発生し、運転者に民事上の損害賠償責任が生じた場合、自転車には自動車のような自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）による保障制度はないため、加害者に任意保険への加入がなく、被害者への賠償資力が不足する場合は、結果的に被害者が十分な賠償を受けられないという問題が生じることとなります。

自転車による事故でも、被害の大きさにより加害者が数千万円の損害賠償金を支払わなくてはならなかった事例も多くあります。



#### 自転車での加害事故 裁判事例

賠償額

9,521万円

男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。  
女性は頭蓋骨折等の傷を負い、意識が戻らない状態となった。  
(神戸地裁 平成25年7月4日判決)

賠償額

9,266万円

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。  
男性会社員は重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。  
(東京地裁 平成20年6月5日判決)

## 自転車事故に備える個人賠償責任保険への加入をおすすめします

先ほども述べましたが、自転車には自動車のような被害者救済のための自賠責保険による保障制度がないため、万一の事故に備えた任意の個人賠償責任保険（※）への加入が求められており、すでに全国の12自治体で自転車保険への加入を義務付ける条例が制定されています（令和元年10月時点）。現在加入されている自動車保険に個人賠償責任保険が付保されているかどうか確認してみてもいいかもしれません。



第三者行為求償事務において、加害者が個人賠償責任保険等に未加入の場合は、損害賠償額を加害者側に直接請求することとなりますが、加害者の債務額を確定するための交渉が難航したり、一旦合意してもその後償権回収が不能となるケース等も想定されます。

#### ※ 個人賠償責任保険

個人が日常生活の中で、他人の生命や身体、財物に損害を与え賠償責任を負った場合にその損害をてん補するための保険で、自転車保険単体の商品であるものと、自動車保険、火災保険あるいは傷害保険などに特約として付保されているものがあります。



令和元年度 求償実績額 3億8千万円

本会では、保険者における医療費適正化の一環として、昭和63年から第三者行為求償事務共同事業を実施しています。令和元年度の国保・介護・後期高齢者医療の収納合計額は**3億8,198万9,959円**となりました。

今後も保険財政の健全な運営を図るため、保険者と連携し、より効率的な求償事務を実施していきたいと考えています。

	請求金額		収納額	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)
国保	222	221,738,763	183	189,872,003
介護	22	19,697,035	19	17,540,035
後期	153	248,030,706	127	174,577,921
合計	397	489,466,504	329	381,989,959

● 第三者行為に関するお問い合わせ ● 山口県国保連合会保健事業課求償班 TEL: 083-925-2048